

東京1区市民連合
憲法フォーラム
part.2

緊急事態条項とは？

資料代:500円

日時： **5月28日**(土)13時開場 13時30分開会 16時終了(予定)

会場：エデュカス東京7階会議室&オンライン

お話：大江 京子 弁護士（東京東部法律事務所）

衆議院憲法審査会が毎週開催され、4月28日には国民投票法改正案が審議入りするなど、参院選に向けて9条改憲の動きが加速しています。今こそ改憲発議をさせない国民的世論と運動を広げていきましょう！

東京1区市民連合「憲法フォーラムpart2」は、自民党の「改憲4項目」にある「緊急事態条項」をテーマに行います。多くの皆様のご参加をお願いします。

講師紹介：大江京子弁護士

改憲問題対策法律家6団体（社会文化法律センター、自由法曹団、青年法律家協会弁護士学者合同部会、日本国際法律家協会、日本反核法律家協会、日本民主法律家協会）連絡会事務局長。著書に「緊急事態と憲法 - 新型コロナウイルス緊急事態の体験を経て」（学習の友社）

東京1区市民連合

連絡先 〒169-0073 新宿区百人町1-25-17 TEL&FAX:03-5577-7680
mail;1kushimin@gmail.com HP ; <https://1kushimin.org/>

